

# 春の全国交通安全運動

～止まってね 譲る優しさ 咲く笑顔～

実施期間 令和8年4月6日～4月15日まで

## 自転車・特定小型原動機付自転車の 交通ルールの理解・遵守の徹底

自転車は車両です。自転車安全利用五則を守りましょう。  
また、自転車・特定小型原動機付自転車利用者は、ヘルメットの着用が努力義務化されています。自らの命を守るため、乗る際はヘルメットを着用しましょう。

自転車にも交通反則通告制度(青切符)の適用がされます  
反則行為をした16歳以上の運転者が取締りを受けると反則金の納付が通告される制度が、4月1日から始まりました。

- (例)携帯電話使用等(保持): 1万2,000円
- 横断歩行者等妨害等: 6,000円
- 指定場所一時不停止等: 5,000円



自転車も自動車も交通ルールを守って事故を減らしていきましょう!



佐渡警察署  
0259-55-0110  
湯上駐在所

## 春の登山者の皆さんへ

～山菜とあなたの命どちらが大切ですか?～

### 登山・山菜取りで遭難しないために

- 携帯電話を忘れずに。迷ったら110番!
- 1人ではなく、複数人で行きましょう。また、途中ではぐれないようにしましょう。
- 行き先と帰宅時間を家族などに伝えましょう。



行き先を告げて



安全な道を通って

